

令和元年12月23日

事業承継特別保証制度の「取扱開始前事前相談」の実施について

「事業承継特別保証制度」のご利用に関する事前のご相談の受け付けを、本日（令和元年12月23日）から開始します。

同制度は、中小企業のお客さまの事業承継の円滑化を目的として令和2年4月1日からの取扱開始を予定している全国統一制度です。一定の要件に該当する中小企業のお客さまへの信用保証にあたり、経営者を含めて保証人を不要とし、また、専門家[※]による支援・確認を受けた場合には信用保証料の引き下げを適用します。

※「経営者保証コーディネーター」…各都道府県に設置される事業承継ネットワーク事務局に常駐する専門家です（令和2年4月運用開始）。

同制度に関するご相談については以下の部署までお問い合わせください。

東京信用保証協会 事業承継サポートデスク

TEL 03-3272-3004

〒104-8470 東京都中央区八重洲 2-6-17 東京信用保証協会本店 経営支援部経営支援課内

事業承継特別保証制度の特徴や予定されている制度概要などを記載したわかりやすいリーフレットをご用意しました。ぜひご活用ください。

「事業承継特別保証制度のご案内」リーフレット



なお、本保証制度を含む国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策については中小企業庁HPを確認ください。

⇒ <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/index.htm>